

総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会 設立趣意書（案）

公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品の購入とは基本的に異なり、調達先が決定した後、土木構造物等の成果物を築造又は製作するため、その品質確保にあたっては、入札・契約から施工、納品・検査段階に至るまで、受発注者双方で国民に対してその責務を負うものである。その中で、入札契約時点において、発注者は、個々の工事の内容に応じて適切な技術力を持つ企業を競争参加者として選定するとともに、工事の入札参加者の技術力も十分活用した上で、価格と品質の総合的に最も優れた者を落札者として決定するものとして、公共工事の品質の確保に資するものである。

こうした中で、国土交通省直轄事業では、公共工事の品質の確保を図るため、価格と品質を総合的に考慮して落札者を決定する総合評価方式の普及・拡大に努めるとともに、民間企業の優れた技術を活用した設計・施工一括発注方式などの多様な入札・契約方式の導入・試行を進めてきた。

本懇談会は、国土交通省直轄事業における公共事業の品質のさらなる確保・向上を図るため、総合評価方式の活用・改善や多様な入札・契約制度の導入等、入札・契約に関する諸課題への対応方針について有識者から意見を聴取することを目的として設置するものである。